

内閣

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

爵位課長



海軍軍醫少將中野初次特旨叙位取消の件

海軍省



昭和五十四年四月二日
海軍省

官内省

海軍省

海軍軍醫少將中野初次特旨叙位取消の件

海軍軍醫少將中野初次特旨叙位取消の件

立書 昭和 年 月 日

海軍省



昭和二十二年四月二日

海軍省



海軍軍醫少將中野初次特旨叙位取消の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十二年四月二日

内閣總理大臣 吉田

茂

月

日

人閣位第四四號

起	昭和三年四月	日
案	昭和三十二年四月	日
裁可	昭和三年四月	日
施行	昭和	年 月 日
決定	昭和	年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官長

内閣事務官

内閣書記官長

内閣事務官

海軍軍醫少將中野初次はとくに特旨敍位發令になりましたと云ふの度別紙記載の事實が判明致しましたので今更だに縮の次第であります。特旨敍位取消を上奏することに致したいと思ひます。

内閣

内閣

内閣

内閣

内閣省官書
内閣省官書
内閣省官書

内閣省官書

内閣省官書

内閣省官書

内閣省官書
内閣省官書
内閣省官書

内閣省官書

昭和二十一年三月十七日
陸軍省 少将 正五位 中 野 初 次

右者頭書の通り特旨叙位として昭和二十一年四月十七日
に追贈されましたが、今般生存しあることが判明致しま
したので眞に恐れ入りますが、その叙位をお取消願いま
す。

海軍

昭和二十二年三月三十一日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事



絨位取消について照會

三月三十一日

復二秘人第九號特旨絨位取消について申渡された左記の者は、

昭和二十年三月十七日戦死と認定され之に對して特旨絨位を頭書の通り昭和二十一年四月十七日に追陞されたが、最近内地に生還したことが判明したので、本絨位を取消されるよう取計わりたい。
追て位記は未受領である。

記

絨従四位 海軍軍醫少將 中野初次

(昭和二十一年三月二十五日)
進達二復秘人第九五七號

復二秘人第三九號

昭和二十二年 三月三十一日

復員廳總裁 男爵 幣原

內閣總理大臣 吉田 茂 殿



海軍軍醫少將中野初次の被立取消について別紙の通り申牒する。

224.7
付

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

爵位課長

宗秩寮總裁



陸軍技術大尉安座間喜好外六十名叙位取消の件

三十四月七日裁可
日官報

宮内省